登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年八月七日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏名
六四二一	八、六、五	鈴木　幹彦
六四二二	八、六、一二	永田　強士
六四二三	八、六、二六	木村　恒平
六四二四	八、六、二六	蓮野　里美
六四二五	八、六、二六	園田　伸一
六四二六	八、六、二六	服部佐和子
六四二七	八、六、二六	山地　成典

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和八年八月七日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
七二七	木下　和夫	八、六、二六	本人からの申請
二二七	奥村　和義	八、六、二六	本人からの申請
六八二	古川　茂	八、六、二六	本人からの申請
一一一八	井澤　修治	八、六、一二	本人からの申請
一四六八	福留　正明	八、六、二六	本人からの申請
一八四三	森本　政夫	八、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二〇五〇	松本　安興	八、一、一九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号
二〇七三	森　和巳	八、六、二六	本人からの申請
二一九五	雨宮　幸雄	五、一二、二三	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二二一二	那須　栄治	八、六、二六	本人からの申請
二五五六	香川　憲生	八、二、五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三一九三	築地　雅樹	八、二、一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三二三八	米川　収	八、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三二九九	村松　孝明	八、二、五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三五六五	山本喜代志	八、三、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三五八五	今井　慎一	八、六、二六	本人からの申請
三六九二	長谷川一彦	八、六、二六	本人からの申請
四二五〇	大島　崇史	八、六、二六	本人からの申請
四三八二	尾山　信行	八、六、二六	本人からの申請
四六一五	南出　利之	八、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四六三九	松下　幸生	八、六、二六	本人からの申請
四七六八	八島　徳子	八、六、二六	本人からの申請
四八八一	藤田　傳次	八、六、一二	本人からの申請
五八〇九	中庭　毅人	八、六、二六	本人からの申請
五四一五	西山　孝幸	八、六、二六	本人からの申請
五六一九	舟田　浩幸	七、一二、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和八年八月七日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四三五二	永井翔太郎	七〇一九	六、九、三〇

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間